

佐賀県告示第 155 号

次の加入区において令和元年7月12日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和5年7月11日限り消滅した。

令和5年7月14日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

小川島加入区